

## 市民活動ブース利用団体募集要領

1. 市民活動ブースの概要
  - (1) ブースの数 5ブース（募集は1ブース）
  - (2) ブースの広さ 各ブース面積5㎡  
高さ1.5mのパーテーションに扉（鍵つき）が付いています
  - (3) 付帯設備 机・椅子・電話回線の他ロッカー（大）・レターケースを利用できます
2. 利用時間  
センター開所時間  
(月～土曜9時～20時45分、日・祝日9時～17時15分)  
休館日は毎月第3月曜（原則）、年末年始
3. 利用期間  
2024年8月1日以降～2025年3月31日（8か月）  
次年度からは4月1日～1年間（4回まで更新可）※最長5年
4. 利用料  
月額 13,000円（ロッカー（大）・レターケース利用料含む）
5. 応募資格
  - (1) 川崎市内を活動拠点に、ボランティア・市民活動を行っている団体であること。
  - (2) 5名以上で構成される概ね1年以上の活動実績のある団体であること。
  - (3) 川崎市内に専用の事務所を持たない団体であること。
  - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日法律第77号）  
第2条第2項に規定する暴力団でないこと、および同条第4号に規定する暴力団員が関与する団体でないこと。
  - (5) 「本邦外出身者に対する不当な差別発言の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条  
に規定する差別的言動をすると認められる団体ではないこと。
6. 応募手続き
  - (1) 応募方法 以下の必要書類等を市民活動センターまで持参または郵送
  - (2) 必要書類等
    - ①市民活動ブース利用申込書（所定のもの）
    - ②団体の定款・規約・会則等
    - ③団体の概要がわかるもの（パンフレットやチラシなど）※①の様式は当センターで配布のほか、ホームページからダウンロードできます。  
※個人情報保護の取扱いにつきましては、当該事業の目的以外には使用いたしません。
7. 選考方法  
書類審査により選考します（審査に1か月程度かかります）
8. 提出先  
(公財) かわさき市民活動センター市民活動推進課  
〒210-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12  
電話 044 (430) 5566 / FAX 044 (430) 5577  
E-Mail [suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp](mailto:suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp)